

今、知っておきたい「食品の表示」

●食品表示法の概要と主なポイントをお伝えします

平成27年4月1日に食品表示法が施行されました。これまで食品表示に関する法律は、「食品衛生法」「健康増進法」「JAS法」の3つがあり、それぞれで表示内容を定めていましたが、消費者、事業者双方にとってわかりにくい表示となっているため、この3つの法律をまとめ、消費者にわかりやすい表示に統一されました。完全移行までの猶予期間もありますが、変更点や考え方を学ぶことで違反表示や虚偽表示等も未然に防ぐことができます。

会議所醸造・食品製造部会では、この「食品表示法」について、概要や主なポイントを学ぶ講習会を企画しました。食品表示制度に関心のある方は、是非ご参加ください。(参加料無料)

- 日時 平成29年2月3日(金)
13時30分～15時30分
- 会場 会津若松商工会議所 2階大会議室



- 講師 会津保健福祉事務所 衛生推進課
会津農林事務所 企画調整課
- テーマ 「食品表示法」の概要と主なポイントについて

【こんな方にお勧め】
食品表示業務に係わる方、野菜・果物直売、食品加工事業者、その他食品関係の事業者など

講習内容

- ・「食品表示について(品質事項、衛生事項、)」

- 受講料 無料
- 定員 50名 ※定員になり次第締め切ります。
- 申込み 下記受講申込書に必要事項をご記入の上、事務局へお申込みください。

【主催・共催】会津若松商工会議所 醸造・食品製造部会、会津ブランド推進委員会

【担当】会津若松商工会議所 経営サービス部企画開発課 田尻

TEL 0242-27-1212/FAX 0242-27-1207

『食品表示法』講習会 受講申込書

[平成29年2月3日(金)開催]

事業所名 _____

電話 _____

受講者氏名		

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本講演会に関する事項にのみ使用いたします。